

大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準

資料7
中央教育審議会大学分科会
教学マネジメント特別委員会
(第3回) H31.2.13

1. 経緯

- 平成20年3月に中央教育審議会大学分科会でまとめられた『学士課程教育の構築に向けて(審議のまとめ)』を受け、同年5月、文部科学省高等教育局長から日本学術会議宛に、「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議」について依頼。
- 平成22年7月、日本学術会議が「大学教育の分野別質保証の在り方について」を取りまとめ、同年8月に高等教育局長に手交。同文書において、各大学が分野別の教育課程を編成する際の参考となる基準として「分野別の教育課程編成上の参照基準」を策定することを提言。同年10月より、日本学術会議に設置された分野別の分科会等において、策定に向けた審議を開始。
- 平成24年8月の中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて(答申)」を受け、高等教育局長より、引き続き参照基準策定のための審議を進めるよう日本学術会議宛に依頼。

2. 主要な構成要素

- ① 当該学問分野の定義と固有の特性
- ② 当該学問分野で学生が身につけるべき基本的素養
- ③ 学修方法及び学修成果の評価方法に関する基本的な考え方
- ④ 市民性の涵養を巡る専門教育と教養教育との関わり

3. 策定状況

平成31年1月30日現在、31分野の参照基準が作成・公表されている。 ※ () は報告書の発表年月日を示す。

- | | | | |
|------------------------|---------------------|----------------------|-----------------------|
| ➤ 経営学分野 (24.8.31) | ➤ 経済学分野 (26.8.29) | ➤ 心理学分野 (26.9.30) | ➤ 物理学・天文学分野 (28.10.3) |
| ➤ 言語・文学分野 (24.11.30) | ➤ 地域研究分野 (26.9.3) | ➤ 地球惑星科学分野 (26.9.30) | ➤ 計算力学分野 (29.8.8) |
| ➤ 法学分野 (24.11.30) | ➤ 歴史学分野 (26.9.9) | ➤ 社会福祉学分野 (27.6.19) | ➤ 薬学分野 (29.8.17) |
| ➤ 家政学分野 (25.5.15) | ➤ 材料工学分野 (26.9.1) | ➤ 電気電子工学分野 (27.7.29) | ➤ サービス学分野 (29.9.8) |
| ➤ 機械工学分野 (25.8.19) | ➤ 政治学分野 (26.9.10) | ➤ 情報学分野 (28.3.23) | ➤ 歯学分野 (29.9.29) |
| ➤ 数理科学分野 (25.9.18) | ➤ 地理学分野 (26.9.30) | ➤ 哲学分野 (28.3.23) | ➤ 看護学分野 (29.9.29) |
| ➤ 生物学分野 (25.10.9) | ➤ 文化人類学分野 (26.9.30) | ➤ 統計学分野 (27.12.17) | ➤ 医学分野 (29.9.30) |
| ➤ 土木工学・建築学分野 (26.3.19) | ➤ 社会学分野 (26.9.30) | ➤ 農学分野 (27.10.9) | |

なお現在は上記に加え、化学分野について検討されている。